			(3) 北緯二六度二五分二九・〇秒 東経一二八度〇三分四二・一秒 (4) 北緯二六度二五分二九・〇秒 東経一二八度〇一分二八・一秒 (5) 北緯二六度二八分五六・〇秒 東経一二七度五九分五〇・一秒 (6) 北緯二六度三三分〇二・〇秒 東経一二八度〇二分〇三・一秒 (7) 北緯二六度三三分〇五・〇秒 東経一二八度〇二分二一・一秒 (8) 北緯二六度三三分一四・〇秒 東経一二八度〇二分三〇・一秒
		4	第四種区域	次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面（第一種区域に含まれる部分を除く。）。ただし、(1)の点と(2)の点を結ぶ線は、陸岸とする。 (1) 北緯二六度三〇分五二・五秒 東経一二八度〇一分五八・一秒 (2) 北緯二六度三一分一一・〇秒 東経一二八度〇二分〇九・一秒 (3) (2)の点から真方位一三二度四五分の線上八〇〇メートルの点 (4) (1)の点から真方位一三二度四五分の線上八〇〇メートルの点
		4	第四種区域	演習が行われる期間中の演習が行われる時間は、網漁業その他アメリカ合衆国の軍隊の行動を妨げるおそれのある漁船の操業を禁止する。
		2	第四種区域	演習が行われる期間は、アメリカ合衆国軍隊から水路通報又は航空機関士通報により通報される。

○防衛省告示第百二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更及び追加提供が平成二十六年七月一日次のとおり決定された。

平成二十六年七月二日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有 公有 民有	水域：約五、六一八、〇〇〇平方メートル 沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設の建設のため共同使用する。 土地：約三五、〇〇〇平方メートル 土地：約六、〇〇〇平方メートル 土地：約四六六、〇〇〇平方メートル 使用期間：普天間飛行場代替施設の工事完了の日まで
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市		沖縄防衛局等が土地の返還前に調査を実施するため共同使用する。

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市		普天間飛行場代替施設の工事完了の日まで、次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の内側で陸岸に接続する水面域を臨時制限区域とする。 (1) 北緯二六度三二分〇三・六二秒 東経一二八度〇二分四二・四七秒 (2) 北緯二六度三二分四六・四七秒 東経一二八度〇三分〇三・六四秒 (3) 北緯二六度三二分二二・二八秒 東経一二八度〇三分五六・八三秒 (4) 北緯二六度三一分二〇・七四秒 東経一二八度〇四分〇九・〇七秒 (5) 北緯二六度三一分一〇・四〇秒 東経一二八度〇三分四四・一四秒 (6) 北緯二六度三一分一五・四三秒 東経一二八度〇三分三六・二二秒 (7) 北緯二六度三〇分四九・八五秒 東経一二八度〇二分三四・五五秒 (8) 北緯二六度三〇分五九・八五秒 東経一二八度〇二分二九・四三秒 (9) 北緯二六度三〇分五〇・九七秒 東経一二八度〇二分一九・三〇秒 (10) 北緯二六度三〇分五三・三〇秒 東経一二八度〇二分一六・七八秒 (11) 北緯二六度三一分〇二・五四秒 東経一二八度〇二分二七・三三秒 (12) 北緯二六度三一分〇七・〇三秒 東経一二八度〇二分二二・四七秒 (13) 北緯二六度三一分一四・五二秒 東経一二八度〇二分二二・五八秒 (14) 北緯二六度三一分一四・八五秒 東経一二八度〇二分二二・五八秒 臨時制限区域は、陸上施設及び普天間飛行場の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練に使用するため、常時立入禁止区域に設定する。